



令和2年4月開所分



令和元年度 自主財源整備事業

募集要項

(二次募集)

募集期間: 令和元年7月30日(火)~8月13日(火)

横浜市こども青少年局
子育て支援部こども施設整備課
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL: 045-671-2047



《目 次》

1	募集概要	1
2	保育所整備・運営に当たっての諸条件	4
3	申請方法	12
4	問い合わせ・ダウンロードアドレス一覧	15
5	資料	16

1 募集概要

令和2年4月開所に向けた自主財源整備募集について

(1) 募集について

横浜市では、認可保育所、認定こども園、横浜保育室、特定地域型保育事業、幼稚園預かり保育などの拡充や、保育コンシェルジュ等のソフトの取組を駆使し、「待機児童ゼロの継続」に向け取り組んでいます。

認可保育所については、「重点整備地域」及び「整備が必要な地域」において、既存の保育資源の配置状況や入所状況を考慮し、必要な定員規模や年齢構成による整備に取り組めます。

この度、令和2年4月に開所するため、運営法人の自主財源で認可保育所の整備を行う案件を募集します。

(2) 募集スケジュール

募集期間	令和元年7月30日（火）～8月13日（火）
募集エリア	募集対象地域参照
事業者面接	令和元年8月中旬
選考結果通知	令和元年9月上旬

(3) 対象事業者

設置・運営法人は、次に該当する法人格を有するものとします。

ア 社会福祉法人及び学校法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこととします。

イ 本事業申請時に法人格を有するものとします。

ウ 保育事業の運営実績がない場合でも申請は可能とします。

エ 新たに認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があることとします。

オ ただし、次に該当する法人は除きます。

（ア）政治的な目的のために結成されたもの。

（イ）横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、または暴力団員等と密接な関係を有するもの。

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

建物の木造化や、天井、壁、床等の内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

令和2年4月に向けた
横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

整備が必要な地域

区	対象エリア
港北	【大倉山駅（駅徒歩10分圏内）】 大倉山一～五丁目、大豆戸町、師岡町

※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。
保育ニーズの高い1歳児枠を確保するため、0歳児枠の設定を行わない場合があります。

2 保育所整備・運営に 当たっての諸条件

《目次》

(1)	施設定員等について	6
(2)	施設計画及び仕様について	6
(3)	保育室等の面積について	7
(4)	送迎車両の駐車スペースの確保について	8
(5)	権利形態について	8
(6)	工事について	8
(7)	近隣対応について	8
(8)	資金計画	8
(9)	整備スケジュールについて	9
(10)	職員（保育士）について	9
(11)	施設長予定者について	9
(12)	保育内容等について	10
(13)	留意事項	10

(1) 施設定員等について

- ア 保育所新設の場合、定員規模は20人以上とし、かつ、受け入れ対象は原則就学前の全ての年齢の児童とします。(定員50人未満の場合、0歳児定員は原則設けないこととします。)
- イ 地域の保育ニーズに応じた定員設定について、横浜市と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討してください。
保育ニーズの高い1歳児枠を確保するため、0歳児枠の設定を行わない場合があります。また、2・3歳児の定員の差を十分確保し、近隣の小規模保育事業との連携を積極的に行うようにしてください。
- ウ 既存園の増床・増築・改修の場合、認可定員の増員は20人以上とします。
ただし、定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。(詳細はお問い合わせください。)
また、増床・増築・改修により、保育室の面積が増員分増える計画としてください。
- エ 地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所(入所の円滑化)については、横浜市との協議に応じていただきます。
- オ 4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業の実施について、必要に応じ横浜市との協議に応じていただきます。

【参考】 連携施設の役割

- ア 保育内容の支援
集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、小規模保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。
- イ 代替保育の提供【任意】
職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。
- ウ 卒園後の受け皿の確保
地域型保育事業の利用児童(2歳児)の卒園後の進級先として受け入れます。

【参考】 年齢別定員の参考例

(定員60人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	8人	10人	13人	13人	13人

(定員90人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	12人	15人	20人	20人	20人

(2) 施設計画及び仕様について

- ア 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)
- イ 次の関係法令を遵守してください。
・建築基準法及び横浜市建築基準条例
・バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
・その他関係法令等(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等)
- ウ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- エ その他要件は以下のとおりです。
・建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。

(新築建物の内装改修の場合は、開所前年度の2月末日までに検査済証の交付が確認できること。)

- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和 56. 5. 31 以前に建築確認済が交付され着工した建物の場合、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

オ 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。

【参考】保育所の標準的な仕様について

(ア) 施設規模

		0～1歳	2～5歳
設備運営基準	保育室	3.30 m ² /人	1.98 m ² /人
	屋外遊戯場	—	3.30 m ² /人
	その他	医務室、調理室、便所、遊戯室	

※働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室(男女別)の確保をお願いします。

(イ) 建物構造

可能な限り「木造」としてください。

(ウ) 主な仕上げや仕様

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

また、よこはまエコ保育所に関する取組事項も参照し、環境に配慮した施設計画とすること。

(「よこはまエコ保育所」の認証取得をすることが望ましい) (認証条件について「参考資料2」参照してください。)

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル(腰壁) ※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセント、柱等の角)
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ(オストメイト対応の水栓器具設置)の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入(2次熱交換機タイプ等)
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール(ユニットプール)が望ましい。

(3) 保育室等の面積について

ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、有効面積(内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積)とします。

イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚(床上140cmの空間を確保したものは除く)
- ・ 手洗い器、ピアノ

ウ 保育室等の面積は、壁芯・内法・有効の各面積を算定してください。(異年齢を1室の保

育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。)

その他の面積は、壁芯面積を算定してください。

- エ 屋外遊戯場は幼児1人あたり3.3㎡以上を確保してください。ただし、基準面積を確保できない場合、近隣公園等で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、基準面積の2分の1を限度に面積を減ずることがあります。

(4) 送迎車両の停車スペースの確保について

- ア 近隣地域と交通問題を生じさせないために、できる限り送迎車両の停車スペースを確保してください。
- イ 駐車場を整備する際は、車いす利用者用駐車区画を1以上設けてください。
- ウ 台数は、物件の立地特性等を勘案し、計画してください。
- エ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いいたします。

(5) 権利形態

整備運営主体が土地及び建物を所有または賃借していること。賃借の場合は、賃貸借契約期間が保育所開所から10年以上、若しくは貸主が住宅公社や地域の基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であり、安定的な事業の継続性が確保されていること。

(6) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。
- イ 建物完成後、新園の開所前に飲料水の水質検査及び、「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認してください。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出してください。

(7) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明させていただきます)

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

整備予定地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長等に対し「保育所設置について申請を行う」旨の説明を行い、近隣住民への周知方法等について確認・相談すること。また、必要に応じて近隣説明を行うこと。

イ 採択段階

保育所整備について選定された後、建築確認申請もしくは用途変更の手続きを行う前に、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

(8) 資金計画

社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守してください。

ア 年間事業費の1/12以上の運転資金を確保すること。(学校法人は除く)

イ 不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

ウ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

(9) 整備スケジュールについて

令和2年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到的準備をお願いします。

(10) 職員（保育士）について

ア 保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者を3割以上配置すること。

※実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業（C型除く）での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とし、

イ 主任保育士

主任保育士を配置すること。なお、主任保育士は認可保育所または横浜保育室等の認証保育施設において、保育士経験を5年以上有する者が望ましい。

(11) 施設長予定者について

ア 要件

保育所等において2年以上の勤務経験を有する者とし、横浜市では、下記のいずれかに該当することを望ましい要件としています。（社会福祉法人または学校法人の場合は、勤務経験の規定はありません。）ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いします場合があります。なお、施設長予定者は原則保育士資格を有する者とし、認可定員が60人未満の場合は、保育士資格は必須です。

また、保育所等での施設長経験が無い者については、厚生労働省主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

(ア) 保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業（C型除く）をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。

(イ) 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」（※1）を開所までに修了している者を配置すること。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。

(ウ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。

(エ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。

(オ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。

※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保育衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援）から3分野を受講すること。

※2 経験年数は、令和2年3月31日時点（見込みも含む）で計算すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

イ 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。

施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、年間給与額は要件を満たした所長を専従で配置している場合に助成される公定価格の「所長設置加算」及び「所長設置加算の処遇改善加算」の年間合計支給額を大幅に超えることのないようにしてください。

ウ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。

(12) 保育内容等について

ア 保育内容

一時保育、障害児保育は実施してください。産休明け保育及び休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

イ 保育時間（開所時間）

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。

ウ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

エ 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

オ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後3年以内に受審し、結果を公表していただきます。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

カ 地域子育て支援事業

育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の地域子育て支援に関する取組に対して、積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

詳しくは、「資料7 地域子育て支援事業について」をご覧ください。

(13) 留意事項

ア 「2. 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分なご確認をよろしくお願いいたします。また、良好な保育所運営がなされない場合は、保育所給付費等の一部を減額する場合があります。

イ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）

ウ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和2年2月から3月に開催する予定です。ご参加ください。

エ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

(参考法令等) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(神奈川県)

オ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれと考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」
http://www.city.yokohama.lg.jp/select_map.asp

カ 建設市況の上昇基調を鑑み、全国的に人材・資材(特に鉄骨部材)不足が懸念されます。資材の需給状況を踏まえ、合理的な設計と、確実な調達先を確保する等、スケジュール上支障のないような計画とし、開所時期に遅れが生じないようにご注意ください。

キ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。

3 申請方法

(1) 事前協議書の提出について

ア 募集期間

令和元年7月30日(火)～8月13日(火)

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

(4 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照)

イ 事前相談について

(ア) 事前相談前に確認が必要なこと

- ・建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。

※新築建物の内装改修の場合は、開所前年度の2月末日までに、検査済証の交付が確認できること。

- ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。

【既存建物改修の場合】

- ・建築確認済証及び検査済証の交付がされている建物であること。

- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和56.5.31以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

【新築建物改修の場合】

- ・開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

(イ) 事前相談の際に必要な書類

- ・整備を計画している保育所案内図(屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの)配置図、平面図

- ・(既存建物の場合)建築確認済証及び検査済証の写し

(又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」)

- ・開所までのスケジュール(各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの)

ウ 提出方法

電話でご予約のうえ、直接お持ちください。

【提出先】

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル5階

こども施設整備課 各行政区担当まで

電話：671-2047

(最寄駅) JR関内駅もしくは市営地下鉄関内駅



エ 提出部数

応募1案件につき、1部

- (ア) 様式は必ず、最新のものを使用してください。
- (イ) 書類は可能な限り、**両面印刷**で作成してください。
- (ウ) A4縦サイズで統一し、**ダブルリングファイル（左2穴）**に綴じてください。
- (エ) 書類は、「事前協議書」、「申込書」、「添付書類一覧（確認表）」、「添付書類」の順番で綴じてください。
- (オ) 添付書類には、インデックス（確認表の番号）を付けてください。

※インデックスは仕切り紙を使用し、添付書類には直接貼り付けしないでください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

事前協議書等の様式は、横浜市こども青少年局のホームページの「認可保育所等の整備」「自主財源整備事業」の項目からダウンロードしてください。

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いいたします。

ア 日時（予定）

令和元年8月16日（金）予定

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

- (ア) 法人代表 法人役員による代行可
- (イ) 施設長予定者 必須
- (ウ) 主任保育士 「2保育所整備・運営にあたっての諸条件」の
(11)施設長予定者について ア要件（イ）に該当の場合

エ 面接の内容について

- (ア) 法人や園の運営に関すること
- (イ) 申請書に記載された内容に関すること
- (ウ) 施設長としての適格性に関すること ほか

(3) 選考結果の通知について

選考結果は、令和元年9月上旬までに、申請者あてに書面で通知します。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

(4) 今回の募集と他事業の関係

当事業に採択された後に、同一法人が同一敷地にて他の補助事業に申請することはできません。

(5) その他

- ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。
- イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。
- ウ 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）
- エ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

- ◆ 「保育所整備・運営にあたっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4220

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当（整備予定地の行政区をお伝えください。）

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-2047

【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当（整備予定地の行政区をお伝えください。）

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「事前協議書」「申込書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」「贈与契約書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

イ 参考

「保育所整備の手引き」

保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

（「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係（抜粋）」等を掲載しています。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai->

[kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html)

5 資料

- 資料1 事業応募から保育所開設までの参考スケジュール
- 資料2 「よこはまエコ保育所」認証条件
- 資料3 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料4 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱
- 資料5 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 31年度のご案内
- 資料6 かながわ保育士・保育所支援センター
- 資料7 地域子育て支援事業について

事業応募から保育所開設までのスケジュール(参考)

年月	法人及び施設認可関係の動き	建設関係の動き	その他
R1. 8	二次募集 申請受付締切日(8月13日)		申請段階で、整備予定地の自治会町内会長等に説明するとともに、近隣住民への周知方法等について確認・相談すること。
	面接(8月中旬)		
9	選考結果通知発送(9月上旬)		採択後、必ず地元自治会町内会、ビル所有者、近隣住民等へ説明を行うこと。
		建築確認(用途変更)手続き等	工事計画確定後、工程等について地元自治会町内会、ビル所有者、近隣住民等へ説明を行うこと。
		↑	
R2. 1	施設設置認可・確認申請書提出	工事期間	
2		↓	
		竣工、完了検査(本市)	
3			
4	開園(4/1)		

「よこはまエコ保育所」認証取得に必要な取組事項

(※「省エネ法」が定める基準上支障なく、3分野以上かつ10ポイント以上の場合、よこはまエコ保育所として認証)

取組分野	取組事項	実施ポイント
1. 未利用・再生可能エネルギーの活用	①太陽光、風力等自然エネルギーによる発電設備の導入 (エネルギーマネジメントシステム (HEMS、BEMS 等) 併設の場合)	5 (プラス1)
	②太陽熱温水器の導入	4
	③太陽熱・地熱利用設備 (空調等) の導入	4
2. 省エネ機器の導入	①コージェネレーションシステム (「エネファーム」等) の導入	5
	②ヒートポンプ式給湯器の導入 (調理室または全ての保育室)	3
	③省エネタイプ給湯器の導入 (2次熱交換機タイプ等) (調理室または全ての保育室)	2
	④省エネタイプ空調機 (APF による最新の目標達成率 100%以上) の導入 (全ての保育室) (*ガス空調の場合、取組分野6④として評価することも可能です。ただし、どちらか一方となります。)	3
	⑤LED 照明の導入 (全ての保育室の天井照明)	3
	⑥高周波点灯専用 (H f) 型蛍光灯の導入 (全ての保育室の天井照明)	2
	⑦人感センサー付き照明機器の導入	2
	⑧シーリングファン (天井扇) の設置 (全保育室)	1
	⑨熱交換型換気設備の導入 (全ての保育室)	3
3. 壁面・開口部等の断熱	①断熱サッシ、断熱・複層ガラスの導入 (全ての保育室の屋外側窓)	3
	②外壁または屋根の遮熱塗装の導入	2
	③ガラス遮光・遮熱フィルムの導入 (全ての保育室の屋外側窓)	2
	④主要な開口部への軒・庇の設置	1
	⑤主要な開口部の屋外側に、日よけターフやグリーンカーテン用のフック・丸環の設置	1
4. 節水機器の導入	①節水型便器 (洗浄水量: 大便器 8ℓ以下、小便器 6ℓ以下) の導入	2
	②節水コマ取付け (全ての水栓)	2
5. 緑化の実施	①園庭芝生化 (10㎡以上) の実施	3
	②屋上緑化 (3㎡以上) の実施	3
	③壁面緑化 (3㎡以上) の実施	3
	④主要な道路沿いでの延長 3m以上の生垣設置	2
	⑤緑化協議対象施設の場合、同協議における 15%以上の緑化	2
6. 使用電力のピークカット	①蓄電池 (10kwh 以上) の導入	4
	②蓄電池 (3kwh 以上) の導入	3
	③蓄電池 (1kwh 以上) の導入	2
	④ガス空調機器の導入 (全ての保育室) (*取組分野2④として評価することも可能です。ただし、どちらか一方になります。)	3
7. 室内空気環境の向上	①風通しの良いプランニング (全保育室の2以上の方位に開放可能な外部開口を設置)	2
	②省エネタイプの空気清浄、除菌、脱臭が可能な機器の導入 (全ての保育室またはトイレ)	2
8. その他	①間伐木材 (証明書付き) の利用	2
	②自然由来素材 (珪藻土、和紙クロス等) による内壁仕上げの実施 (全保育室)	2
	③電気自動車用充電器またはコンセントの駐車場への設置	2
	④生ゴミコンポストの設置	1

実施ポイントの考え方

考え方	実施ポイント
・効果が著しく大きいと考えられる取組み	5
・「5ポイント」と「3ポイント」の中間的な取組み	4
・効果が大きいと考えられる取組み	3
・「3ポイント」と「1ポイント」の中間的な取組み	2
・効果があると考えられる取組み	1

資料 3

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

原則として、保育所の整備にあたって福祉のまちづくり条例の事前協議において適合していることを求めています。次の設備については、代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。

この場合は、事前に子ども青少年局と協議が必要になり、一部は同条例の許可（担当：建築局市街地建築課）が必要となります。

1 協議により緩和可能となる設備（協議先：子ども青少年局子ども施設整備課）

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター（保育室が1・2階のみの場合）	設置不要 ※1	
(2) オストメイト用水栓器具	簡易設備で可 ※2	
(3) 点字誘導ブロック	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	設置サイズの緩和	
(5) 乳幼児小便器前の空間の確保	空間の大きさの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要ですが、福祉のまちづくり条例の許可により設置数を緩和することもできますので、ご相談ください。

（2（2）参照）また、駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要ですが、同様に、同条例の許可により設置しないこともできますので、ご相談ください。ただし、これらの許可は構造上やむを得ない場合に限りです。（2 参照）

※2 簡易設備についての詳細は、お問い合わせください。

2 福祉のまちづくり条例の許可が必要な設備（協議先：建築局市街地建築課）

次の設備を緩和する場合、案件ごとに同条例の許可が必要となります。

（なお、構造上やむを得ない場合に限りです。）

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター（保育室が3階以上の場合）		既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用便房	設置数の緩和（1か所で可）	
(3) オストメイト用水栓器具	設置不要（代替え設備要）	
(4) 階段に設ける手すり（一段程度の場合）	設置不要	

上記1・2ともに代替措置等の計画書をご提出いただいたうえで、案件ごとに審査・確認を行います。 なお、上記2については、建築局の許可に時間を要するので、早めにご相談ください。

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成 18 年 1 月 24 日 福子施第 248 号 (事業本部長決裁)
最近改正 平成 29 年 8 月 15 日 ここ施第 681 号 (局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

(定員)

第 2 条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 5 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

(建物の構造)

第 3 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できるもの。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。(昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの)

(建物・設備基準)

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。 認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、専用の屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合

	又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第5条 前条第1号に規定する「専用の屋外遊戯場を基準面積の2分の1以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる距離に1か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

2 前条第1号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第1号の要件の適用を除外することが出来る。

- (1) 駅から概ね300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。

- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m²確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について（平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁）」及び「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

- 2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

- (1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更しないこと。

- (2) 保育士

ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で

保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。

イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員40人以下の保育所については1人以上、利用定員41人以上150人以下の保育所については2人以上、利用定員151人以上の保育所については3人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育時間・休園日)

第9条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11時間）を確保するため、1日11時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成9年12月4日福保推第239号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則1日13時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

(保育内容)

第10条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、確認基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成15年7月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成15年9月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第47条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成25年4月1日こ保運第3683号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第11条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業

所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可 (審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第35条第5項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 児童福祉法第35条第5項第1号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第16条及び第17条に規定されている要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合若しくは直近の2年連続して損失を計上している場合又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。

(2) 児童福祉法第35条第5項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。

ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

（事前協議）

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した保育所設置認可事前協議書（第3号様式）を提出するものとする。ただし、本市から補助金の交付を受けて保育所を整備しようとする者は、補助事業の募集の際に定める様式を用いるものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第 35 条第 5 項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第 6 項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第 19 条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第 37 条第 2 項に基づき、「児童福祉施設（保育所）設置認可申請書」（第 5 号様式）に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第 20 条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は次の各号に掲げる設置経営主体ごとに「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」により、申請者に通知するものとする。

(1) 社会福祉法人で、他に認可保育所を経営して 1 年以上の経験のあるもの（第 6 号様式）

(2) 社会福祉法人として新たに保育所を経営するもの及び他に認可保育所を経営して 1 年未満のもの（第 7 号様式）

(3) 社会福祉法人以外で、他に認可保育所を経営して 1 年以上の経験のあるもの（第 8 号様式）

(4) 社会福祉法人以外で、新たに認可保育所を経営するもの及び他に認可保育所を経営して 1 年未満のもの（第 9 号様式）

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設（保育所）設置不認可通知書」（第 10 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第 21 条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項（定員、施設規模等）の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第 37 条第 5 項及び第 6 項並びに第 50 条の 2 に基づき「児童福祉施設（保育所）内容変更届」（第 11 号様式）に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

3 市長は前項の届を受けたときは、「児童福祉施設（保育所）内容変更届受理通知書」（第 12 号様式）により申請者に受理を通知するものとする。

(廃止又は休止に関する協議)

第 22 条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第 23 条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第 38 条第 2 項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認申請書」（第 13 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）承認通知書」（第 14 号様式）により、承認しない場合は「児童福祉施設（保育所）廃止（休止）不承認通知書」（第 15 号様式）により、申請者に通知するものとする。

第5章 確認等の手続

(確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づく確認、確認内容の変更、確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

(保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

(1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。

2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。

(1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

(2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

(3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

(事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

第7章 事業改善措置等

(設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令

(2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令

(3) 児童福祉法第58条第1項の規定に基づく認可の取消し

2 市長は、保育所の設置者が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第39条第1項に基づく勧告又は同条第4項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第40条第1項に基づく認可の取消し

第8章 その他

(その他)

第29条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第296号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号）

附 則

この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。ただし、第30条の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。ただし、第7条、第11条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成25年3月31日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第6条第1号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3㎡」とあるのは「2.475㎡」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第 25 条及び第 26 条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

第 1 号様式 削除

第 2 号様式 削除

第 4 号様式 削除

～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業、31 年度のご案内

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。（※31 年度予算の議決を条件としています。）

【支援対象】

- 市内保育所等(※注 1)を経営する事業者が、雇用する保育士 (※注 2) を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助

(※注 1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）

(※注 2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、下記に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10 年目の会計年度末までの保育士（31 年度は 22 年度以降雇用）とする。

ただし、施設長及び平成 24 年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の 3/4
助成金額	<u>宿舎 1 戸当たり月額 82,000 円の 3/4（61,000 円）を上限</u> （1,000 円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借り上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者 _に 雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、 <u>10 年目の会計年度末までの保育士（31 年度は 22 年度以降の採用者）で住宅手当が支給されていないことを条件</u> とする。

【平成 31 年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 平成 31 年 4 月から受付を開始します（通年）。

※遡り補助はしません。別途定める提出期限日（原則 7 日）の受付終了時間までに申請のあった月の家賃分からが対象です。

※月単位での補助であり、1 日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式、必要書類及び提出期限一覧は横浜市こども青少年局ホームページにて掲載しております。また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/hoikushishukusha.html>

なお、平成 31 年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業における各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【応募にあたっての申請書類】

第 1 号様式 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙 1、2 を含む）
第 2 号様式 平成31年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名捺印されたものをご提出ください。
第 3 号様式 平成31年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舍として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舍を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- ・ 書類の提出期限を月毎に別途設けております。提出期限日の受付終了時間必着で書類を提出してください。提出期限までに申請のあった月の家賃分だけが対象となります。

横浜市こども青少年局 保育対策課
担当：木野内、坪内
電話：045 - 671 - 4469
e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい！
そんなあなたを応援します。

かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士を
紹介してほしい



保育士の資格を
いかして働きたい

もう一度保育士として
働きたい

保育所の看護師や
栄養士を募集したい

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル

*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。



保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

🌸 求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

🌸 求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター内
**かながわ保育士・
保育所支援センター**

開所時間 月▶土曜日 9:00▶17:15 (12:00▶13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

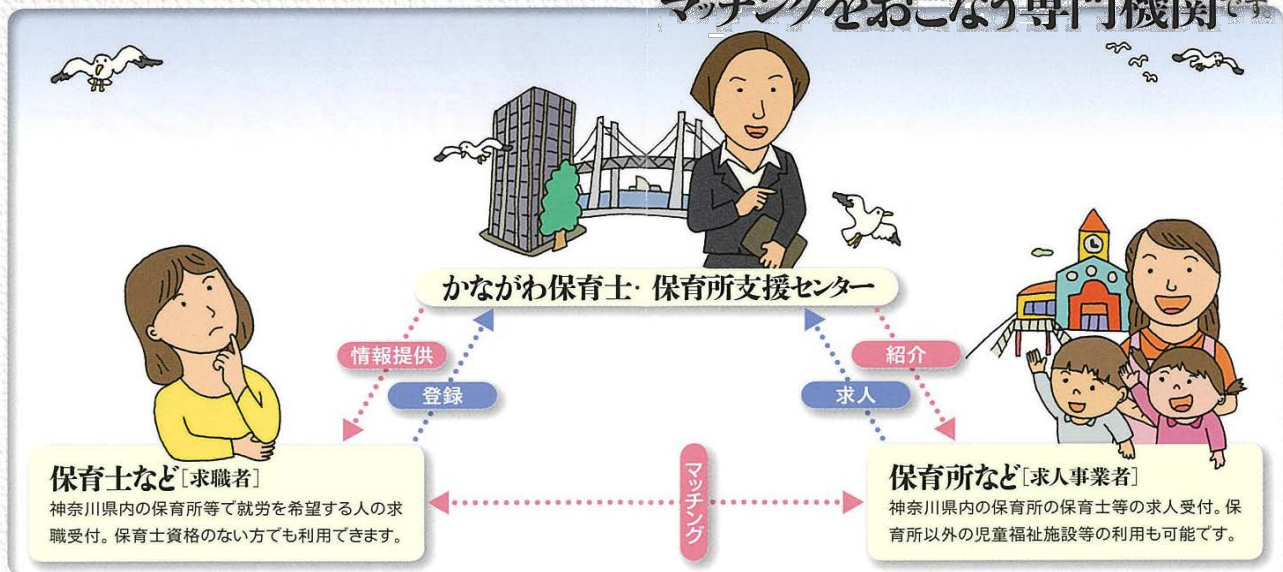
かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。



❁ 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。

❁ 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

❁ 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

❁ 保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

❁ 就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

❁ 就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- 【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容
- 保育をめぐる最近の状況
- 保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

❁ 就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録！

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ
保育士・保育所
支援センター！



すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内



保育士資格をもっているが、
保育の仕事をしたことがない方または、
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

❁ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

離職登録 www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp

求職登録 www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業について（ご案内）

認定こども園及び保育所については、地域における子育て支援を積極的に行うように努めることが求められており、地域子育て支援における役割は大きなものになっています。

横浜市では、幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

● 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

幼保連携型認定こども園及び私立認可保育所地域子育て支援事業の補助対象事業には、次の2つのメニューがあります。

どちらか1つのメニューを選択し、そのメニューに含まれる3つの事業について、それぞれ基準回数以上実施していただきます。

➤ 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

メニュー	事業の組合せ（実施メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座	年1回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座	年3回以上	15万円
	交流保育	年3回以上	
	施設の地域開放	年12回以上	

➤ 実施メニューの目的

育児講座 （実施要領第8条）	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 （実施要領第9条）	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 （実施要領第10条）	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

● 参考（地域子育て支援スペースの設置について）

地域における子育て支援を積極的に行うための場所（地域子育て支援スペース）を設置する場合に、望まれる形態としては次のような項目があります。

- ・ 保育所の他の諸室からなるべく独立（諸室を通らない等）した配置であること。
- ・ 地域子育て支援スペースにトイレ、手洗い、授乳コーナーの機能が整備されていること。

● 事業についてのお問い合わせ ※ご注意：申請書の提出先ではありません。

横浜市子ども青少年局 子育て支援課 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業担当

TEL 671-2705 E-Mail: kd-koshien@city.yokohama.jp

● 次のアドレスから要綱・申請書様式を入手してください。入手できない場合、上記までご連絡ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/youkou.html>